

(第十一部)

第七回 参議院通商産業委員会會議録第二十三号

(五四五)

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)午後三時一分開会

本日の會議に付した事件

○臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律案(内閣送付)

○鉱工品貿易公団事件に関する件

○小型自動車競走法案(衆議院提出)

○委員長(高橋啓君) 委員会を開会いたします。

臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律案を議題に供します。先ず提案者の説明を求めます。

○衆議院議員(神田博君) 提案者一同を代表して臨時石炭鉱業管理法廃止法案の提案理由を御説明申し上げます。臨時石炭鉱業管理法は、石炭の緊急増産のために昭和二十二年九月二十五日当時の政府より衆議院に提案せられ、同年十二月八日成立し、翌年四月一日に施行せられたのであります。当時におきまして、本法の効果につきましては種々論議せられたところであり、また昭和二十三年十二月いづゆる経済九原則が実施せられ、日本経済が自由競争と自主性の回復の要請の下に置かれて以来、石炭鉱業におきましても、急速に生産能力の向上と経営合理化の努力が積極化いたしまして、昭和二十四年度におきましては、いづゆる四千万トン以上の生産能力を回復いたしましたのであります。従つて昨年度以来、石炭の需給状況は急速に緩和せられ、公団方式による買取統制の必要も消滅いたしましたため、昨年九月石炭

統制は一部の銘柄を除き価格、配給共に全面的に統制を解除したのであります。このような環境の下におきましては、本来石炭増産のため臨時に立法された臨時石炭鉱業管理法はすでにその意義を失ひに至りましたのみならず、この法律に基き複雑な管理組織と、この法律が石炭業者に対して要求する煩瑣な手続は、もはや石炭の増産を必要としないうちにおいて却つて企業の自主性を阻害する向きすら少くないのであります。更に、増産施策の後退によつて行政事務の分量が相当縮小した現在、特に石炭の生産行政のために石炭局のような独立した地方機関を存置することが、その必要性に乏しいことは申すまでもないことでありまして、臨時石炭鉱業管理法の廃止とこれに伴う石炭局の廃止は、行政機構の簡素化及び国費の節約という意味合いにおきましても、極めて必要なことであると考えます。よつて、我々は来年三月の本法失効の日を待たずして本日ここに法律廃止の提案をいたした次第であります。

その請求権が消滅したくないよう、必要な規定を設けました。

又、すでに述べましたごとく、臨時石炭鉱業管理法の施行機関たる石炭局は、この機会にこれを廃止し、既存の通商産業局に統合するのを適当と認めまして、通商産業省設置法、行政機関職員定員法等につきまして若干の改正を加えた次第であります。願ひまするに、臨時石炭鉱業管理法施行以来、その以前に比較いたしまして八百四十八人の政府職員を増加雇用し、昭和二十三、四年度においてこれに關する予算合計一億一千六百万円を計上してゐるのであります。これらの人員と経費の大部分は法律の廃止とともに削減せられ、国民の負担軽減となることは論を待たざるどころであります。本法の廃止に伴つて直ちに懸念せられるところは、基礎法規の廃止のために、石炭鉱業が輕視せられ、基本産業としての適切な施策を行ひ得なくなるのではないかという懸念であります。元來臨時石炭鉱業管理法自体が石炭鉱業の優位性の保障とは無関係でありまして、産業自体の重要度による行政上の取扱は法律の存否に拘らず何ら變りない点を考えれば毫も危惧する必要はないのであります。これらの点を考慮合せますと、今日この臨時石炭鉱業管理法を廃止し、石炭行政制度を簡素化することは、石炭鉱業の自主性を恢復し、我が国民経済を正常化する意義におきまして、最も機宜を得た措置と考へられるのであります。衆議院の通

商産業委員会においては昨日議決を了し本日の本會議において審議中であります。参議院の當委員会におきましては何とぞ慎重審議の上御協賛あらんことをお願いいたします。

○委員長(高橋啓君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(高橋啓君) 速記を始めて下さい。

次に鉱工品貿易公団に関する件を議題といたします。本件に關しては去る四月二十日の本委員会においてこれを取上げ、当日は高橋通産大臣、宮澤政務次官及び岡部通産振興局長等からそれ〴〵説明乃至は答弁があつた次第であります。本日は通産省當局關係者の外、特に藤澤鉱工品貿易公団總裁以下同公団の首脳部を政府側説明員として出席を認めてあります。念のために申し上げますが、只今出席しておる政府委員としては宮澤通産振興局長、岡部振興局長、それから鉱工品貿易公団總裁藤澤次郎君、同総務部長仙波健君、同鉱産部長水谷九二吉君、説明員はその通りであります。

御承知のごとく公団事件が新聞紙上に大々的に取扱われて以来、国民大衆が公団運営に寄せる関心は異常なものと感ぜられます。もとより事件は未だ捜査の途上であり、これが取扱ひ方については慎重を要すべきものであるかと存じますが、国会は国会独自の立場において事件の真相を質し、以て国民の疑惑を可及的に解明する要もあると思ひまして、般上の点をお含みの上で委員各位において順次御質疑下さるようお願いいたします。尙御発言の際は御席席のままでお願いいたします。

○島清君 公団の不正事件といふものは、國民と共に頗る遺憾の出来事でございますが、本日は幸ひ公団の首脳部の方々が来ておられますので、單刀直入に率直にお伺ひいたします。その未収代金は月別に逐次増加して行つて参りまして、十二月現在ですと五百五十億という巨額な額に達しておつたと私達は聞いておるのであります。又不正事件の面から見ても、これが発覚いたしておりますのは十二月でございます。それから従業員の諸君がかかる不正事件を予想してか知りませんが、去年の夏頃に確か決議文を總裁の方に申達してあると聞いております。こういつたような不正事件は諸條件が発覚する前に摘えられておつた。而も事件が十二月に発覚をされた。尙且つ公団の首脳部は直接の監督官庁である通産省に三月の下旬にかこれを報告に相成つていない。私達思うのでございまして、その間の公団首脳部の諸君の怠慢を私達は感ぜざるを得ない。従ひまして、私は率直にお聞きいたしますが、この間において公団の首脳部の諸君は良心的にこの運営に當つたかどうか、又公団首脳部の諸君が良心的な運営に當つたものならば、それだけの諸條件が揃つておるのでございまして、これを

未然に防止することもでき得たでありましよし、又それができなかったといたしまして、この範囲を最小限度に食止めることができたのではないかと私達は思うのであります。従いまして、それだけの諸条件の下において公団首脳部の方々は如何ようにこれに処されたかどうか、これを先ずお聞きしたい。

○説明員(藤澤次郎君) 只今御指摘を受けましたこの度の事件につきましては、誠に相済みませんと存じております。未収金の問題につきましては各他の部長から、いろいろ性質がありますのでお答え申上げたいと思っております。私はこの事件のことにつきましてお答え申上げたと思います。この事件が発覚いたしましたのは本年の一月中旬でございます。丁度十二月のこの銀行預金尻を合せました際に発見いたしましたので、その際首謀者とみなされるところの早船何某につきましては、築地署に届出をいたしまして、二月の初めにはすでに逮捕状が出ておりました。只今御指摘を受けましたように何を公団幹部はその間にいたしておつたかという御質問につきましては、誠に御尤もだと存じております。ただ私共におきましては、この件は単に一個人のみに行われるべきものではなくして、公団内部にも関係者もあるべしとの考えから、我々は我々の立場から経理部面における各担当者風つぷしに当りまして調査を進めまして、遂に通産省に私共が御報告申上げた程度の損害がそこにすでに起きておつたということとを只今の調査において確かめ得たのでございます。私共の考えをいたしましては、公金、つまり国家の金を單に一個

人が無闇やたらに使つたものではなからう、これは必ずやうところの金融的なものに使つておるのだらう、それに ついてはどうしてもよく洗いあげて回収すべき金はこの際回収すべきだ、つまり私共の課長以上を鞭撻いたしました、その金がどういふ方面に散らばつておるであらうか、その点につきまして熱心なる調査を遂げまして、甚だ通産当局への私共の申出は遅れましたけれども、申出て参りましたときには、全部までは行きませんけれども、大体のところまで突止めまして、かく／＼になつております、かく／＼の方法をとりつゝありますというのを添えまして申出でた次第でございます。その間一日も袖手傍観いたしたわけではございません。ただ前に御指摘を受けました三月末近くまでこの報告を完全にはいたしませんでしたことにつきましては、重々お詫び申上げます。未収金のことににつきましては、ちよつと性質を総務部長から申上げたいと思つて、如何でございますでしょうか。

○委員長(高橋啓君) どうぞ……。

○説明員(仙波健君) この未収金関係のお尋ねのことにつきましては、主管部長は経理部長でございますが、本日出席いたしておりませんので、私経理部長の代りに概略だけを申上げます。未収金と一口に申しますものは、これは公団が輸入物資を扱います。これは政府の輸入物資を公団が預りしておるものでございますから、私共の方ではこれは保管品勘定に挙げておまして、そうして政府の代りに代理取立というものを起して、この代理取立というものが廻り未収金勘定、今お話をされたと思つてございしますが、これは

十二月には百億ございしましたが、三月末までに多少取立てまして、三月末には九十三億に減つております。減つておりますが、この九十三億の内容を檢討いたして見ますと、最も大口のものにはこれは他の公団関係、つまり同様に政府勘定に属するものが非常に多いのでございまして、私共としましてはそれにつきましては、政府が又別の措置をして頂きます、この取立を急遽に行うべきものと信じておりますので、従つて三月末の九十三億というものを解剖いたしますと、大体十六億くらいが私共が全力を挙げて今後取立てなければならぬんだ。併し／＼この滞貨に対する金融措置等も政府がお取計らい願ひました結果としまして、十八億の中四月中には恐らくは三分の一くらいものの取立を完了するのではなからうか、こう考えておる次第でございます。

○島清君 只今の御答弁の中で、又後でお聞きしたい点もあるのございしますが、次に現在尙相当巨額な未収代金があるように承つておりますし、更にその未収代金の中で回収不能なもの相当多額に上つて予想されておると言われまますが、それが果して回収不能視されております額がどの程度予想されておるか、それをちよつとお答え願ひたい。

○説明員(仙波健君) どうも甚だ主管部長がおりませんために、十分なるお答えができませんの申訳なのでございしますが、私共といたしましては、その殆んどいふゆる焦げつき、非常に回収不能であろうと思つた分は訴訟にまで持つて参りました。これは私共総務部の中に訟務委員会という

ものを設けまして、顧問弁護士を置いてこれは訴訟にまで持つて行つておるのでございしますが、その金額は約一億七千万円でございます。

○島清君 只今御答弁の中にありますた訟務委員会でございますか、これは取立てる費用よりもその費用の方が上廻つておるといふふうには伝えられておりますし、更にそういつたような関係にございしますと、当然にここに赤字が出て参るわけでございますが、この赤字を如何ようにして補填されるつもりであるか。乃至は又国民は今税金で非常に苦しんでおりますが、この国民の税金によつて、これを埋合せようと思つておられるのかどうか、こゝら辺をちよつと聞きたい。

○政府委員(宮崎晴君) 只今お尋ねの点であります。貿易公団につきましては、本年末日を以ちまして大体解散の運びに至る段階で進んでおります。現在の状態におきましては国有品等の処分、或いは加工いたしましたものについても若干の差益等も見込れておりますし、全般につきましての赤字の見通しは、只今のところ相立つております。つい昨年未だに推定いたしましたので、全体といたしまして八、九億程度の赤字が出るのではなからうか、かように推定経理もいたしておりますが、その通りになるだらうと、只今確定的にお答え申上げる運びになつておりません。尚、鉱工品公団におきます主な清貨は、錫、鉛、染料、化学品であります。これらの中には将来に備えます備蓄物資として処分いたしますようなものもございしますし、鉛のごときは最近関係方面の御了解を得まして、必要な地区へ輸出したいというこ

とで、協議を進めておりますので、これらが完全に行へますならば、赤字の程度というものは極めて範囲が狭まるではなからうか。とにかく通商産業省といたしましては、いわゆる異状滞貨、ランニング・ストックに属しない部分につきまして、この処分の慎重を期しまして、是非とも公団解散時におきますところの赤字の出ないようになつて、今後とも努力を續けて参る方針でございます。併しながら事志と違ひまして、万が一にも赤字の事態が出て参りますならば、他の公団同様、残念ながら一般会計からの繰入補填を以て処理いたすということになります。これは、現在の財政法並びに政府機関の予算措置に伴います法律等につきまして、想像される状態だらうと考えております。

○島清君 只今の政務次官の御答弁の中からも察せられる通り、これを赤字補填するということになりますと、結局は国民の税金によつてこれを穴埋めしなければならぬというふうな必然的な結果に陥ると思つてございしますが、これは公団の首脳部におかれましては痛切に責任を感じておられることだと思ひますし、更にその責任上總裁は何か進退伺いとやらをお出しになつたようでございますが、併し今朝の新聞を見ましても、お辭めにならない、こういふことをはつきりと言つておられますが、このお辭めにならないというところは責任を感じておられないことであるか、乃至は又お辭めにならないというところの進退伺いというものはどういふ関係なのか、あなたの一つお考を……。

○説明員(藤澤次郎君) お答え申上げ

ます。公団の赤字如何につきましても責任問題は、これは先程政務次官から御説明ありましたごとく、実は公団といふものは赤字も黒字も出さない建前になつておりますので、その点は通産政務次官がすでにお引取を願つて御説明願つております。私の進退につきまして、今日の新聞に出たことをおつしやいました。実は昨日、現在残つております公団職員に訓示を與えたことが出たと思つておりますが、私の申しましたことは、現在残つてゐる連中は、まさに整理の段階にありまして、いろ／＼な公団がいろいろ不祥事件を起しましたために、優良な職員達も動搖しては困る、我々の仕事は余りはいない仕事だが、今整理の段階にある、組織ももとより整理をしてゐる、共に手を携へてやるべきである、自分は如何に事が面倒であろうと、政府の方から辞めて呉れとおつしやらん限りは諸君と共にこの整理を全うしたい、そういう所見を述べましたのであります。で、多分その辺が新聞に出たのじやないか。今私が、組織がただ自分が苦しいから困る、辞めるといふような態度は、彼ら職員に対しては申されたい。たとえ私が遠島になつてしまふと、それまでは一生懸命働く、諸君も働いて呉れ、これは整理の段階の最も大事なことです。こういうようなことを訓示に述べたのであります。そういうふうに御了承願ひます。

○委員(高橋啓事) 外に御発言ありませんか。

○境野清雄君 只今の鉱工品公団事件が起りましたから、藤澤總裁の言動、その他が一般国民を極度に刺激しておるといふことは事実なのであります。

で、この点について二三簡単に伺ひたい。これは四月二十日の読売新聞に出ておりましたものによりましては、一億四千万の細かい問題を問題にしないで、公団としての大きな貢献を何故認めないのだというような放言があり、又そのときに最後のところで責任を感じて組織は辞職するのじやないかというような話が出ましたときに、そうじやない、あれは進退伺ひだ、ただ役所の慣習によつて出したんだというような点がありましたので、これは一般国民が相当その憤慨を以て見ておりますし、又一般に與える影響というものは非常に大きいので、この点に對して一言御説明を願ひたい。併せて四月二十日かに、これは内容はよく分らぬのであります。公団の労組の諸君がお会いになつたのか、お会いになることを拒否したのかどうか分りませんが、この際における模様を一応お聞きしたい。この二点を先ずお聞きしたいと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) お答え申し上げます。多分只今の御質問は、読売の漫談記事ではなからうかと推察いたしますので、それはあの記事になります。二、三日前に、私も多忙でありましたのではごさいました。読売から二方お見えになりましたので、ちよつと暇ありませんでしたが、十五分乃至二十分ばかり実は非常な友好的な空気の下の下にお話し申し上げたのであります。同記者も私が一億四千万のときは何でもないと申したとおつしやつておりません。表題に書いてありますが、私が申上げたことが甚しく口下手でありましたか、私が軽率にお見えになつたか、そういうふうな感じをお受けになつたのだと思ふ。併しその文章をお読みになると、一億四千万なんて思ふんといふ人間でもありません。そういうことはないと思ひます。当時の記憶を私も思い出せませんけれども、少なくとも十五分乃至二十分間懇談いたしましたことですから、ああいう短かい文章におおまかのことだから、或いはそういう間違ひ、誤解が生じたかと存じます。只今初めに私が申し上げましたように、この件につきましては、非常に相済みませんと思つておる考え方は前とちつとも變りません。その辺一つ御了承願ひたいと思ひます。

それから辭職云々の問題でございすが、ただ問題が起きたから勝手に辭職するといふことは、私は公務員としてできません。一にかかつて通産省の方の御判断に待つ。その間は私共は仕事をうつちやることはできません。只今申上げましたように、如何に諸君から睡をかけられましようとも、自分のなすべき仕事を敢行して行く、これが今日私が課せられておる責任であり、義務であると感じております。

○境野清雄君 今のお話によりまして、ここに新聞もありませんが、私又これを言つても読み通ひでないの、そういう点はありますが、確かにそういうお話をしておる。又若しこの一億四千万新聞という大新聞が出ましたものは、全国津々浦々まで行くのであります。若し組織が自分の言つた問題が、こういうような重大問題である場合に、多少でも違つておつたというふうな場合なら、これは取消しを出さなくちやならんじやないか。そういうような点に關して取消しをするなり、

或いはこのままでよろしかつたという判断をしていかどうかをお伺ひいたします。

○説明員(藤澤次郎君) 私は組織がこのような突に不まじめな態度であるといふことを国民全体に與えたといひます。ならば、私は爾後の所信において、さうな不心得を考へてゐる者でないといふことを申上げたい。併し漫画に出たことを一々取上げて申しますより、爾後の自分の態度におきまして、国民諸君に慰めたいと思つております。

○境野清雄君 それではその問題は甚だ不本意ですが、この辺で打ち切りまして、次に組織の発表しております中に、横領された公金は万全を盡して回収されるというお話が先程もありましたので、この問題は万全を盡して回収するといふことは、すでに相当日にちが経つてゐるので、幾分見通しはあるや否や、今までの見通しがどの辺まで来ているかという点についてお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) 見通しにつきましては、正確にいつ何日に入らうといふことはちよつと申上げかねますが、かような次第でありますので、取るべき処置、公団として取るべき対策につきましては日夜やつております。私は本部長になりましたので、この度の事件の対策本部を設けて、弁護士の入、各方面の人々を吸収いたしましたので、公団がなさねばならぬ程度のこととは絶対にやる、そういう心掛けを以て今やつております。

○境野清雄君 公団の組織が非常に複雑でありまして、責任の掃蕩がどこにあるかという問題はな／＼簡単

単には答えが出ないのであります。併し如何に複雑でありまして、鉱工品貿易公団の取扱う商品が非常に多いし、この間に不正が行われても発見することが困難だといふことは、私共も一応考へてゐるのであります。責任の掃蕩が甚だ不明瞭であるといふことは遺憾千万でありまして、私共といたしまして、この法規上の面から行きますならば、一応最終の責任者はやはり安本長官だ、通産大臣は現場監督という立場で参るものであります。この安本長官に最終の責任があるといひまして、組織としての責任は、どの範囲までお考へになつてゐるかどうかという問題をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) 私、みづから自分のどう処置されるかにつきましては、一にかかつて通産省の御判断に任ざるを得ません。

○衆議院一君 私はこの全貌がですね、まだ本心に明瞭になつていないと思ふのです。そうしてそれについてですね、どうも表面的に出てゐる以上この問題に不明瞭な点があるのじやないかと思ふ。点を簡単に一つずつお尋ねして行きたいと思ひます。

第一はですね、この問題がそも／＼発生いたしましたのは、組合の不正摘発に端を発してゐるのであります。我が党の土橋代議士がこの問題について藤澤總裁にこの点なりましたところ、藤澤總裁はこんな問題は、いわば女中がつまみ食ひをした程度の問題であるといふことを放言しておる。又牛久保計理部長は組合の発行したお札、飛んでもないデマである。よくこんなデマを白々しく書くという放言

をいたしております。ところがこういう状態になって来ておる。一体その当時總裁は土橋君の質疑に対して、女中のつまみ食いだというような放言をしておられるか、その程度に考えておられたかどうか、先ずこれを一つ聞いて置きたいと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) 答へ申し上げます。土橋委員長の訪問された節には、今のところの不祥事件は出来ておりません。それは余程前の事実でございまして女中のつまみ食いというお話は時間を拝借すると、実はこういう話であつたと思ひます。土橋代議士の御訪問を受けました節には私共の労組の……、すでに罷免された労組の連中が告訴しております。我が方の拂下げ古織維の取扱ひ、そこに独占禁止法の違反があるであろうという件で通産大臣及び私共を告訴しておりますが、その件について、その件が一件と、他の件もありますが、お話を短くするために申し上げます。その件について私に御質問がありましたので、独占禁止法違反云々の問題は、当公団といたしましては何ら関知するところではありません。仮に一万歩譲りまして、それは当公団は通産省の命を受けてまして物を渡し、物を引取る。これが私共の仕事でございまして、独禁法の問題は私共関係ありません。段々土橋さんからいろいろ御質問がありまして、併しなから古織維のごときはいろいろの盗難に会つたり品数が合わないという御質問がありましたので御返事を申し上げます。軍の拂下げの古織維は今日取れ、直ぐ取れという命令が出ましたので、軍のヤードから私共の荷物を保管するところを持つて来ましたが、トラクタにぶち込んで取つて来る、もとより拂下げのものでございまして、そこにはびつこな物、上衣があつてズボンのない物、ズボンがあつて上衣のない物、中には汚れておる物が混つておりますので、それを急いでトラクタに積んで外のヤードへ持つて参ります。そこは雨濡れになつておるので腐つてはいかんといいので、拭き取つて、そういうようなものが古織維の取扱ひの状態でございます。他の置場から他の置場へ持つて運びまするまでに、ときたまには物の不足が生じます。これはもう如何ともいたし難い状況でございます。恰かも配膳の女中のつまみ食い程度のことであろう。このぐらひはいたし方ございませんといいことをお答え申し上げました。本回の件について何らそんな発言をいたしたことは絶対にございせん。

○兼岩傳一君 藤澤總裁はこの組合の不正摘発の際に、中調の首を切らなければおれの首が危ないということを言われたというのを私は聞いております。事実、この中調の組合員十二名が敵になつておる。綿貫農水産部長は、前に申しました不正摘発特集号の組合版はあつたことは怪しからん、腰せといふことを言つておる。もつと露骨に木村特殊輸入部長は、中調の連中は不正摘発をやつたから首を切つたのだというふうなことを放言しておられる。こゝういふ事実から我々は判断すると、中調十二名の敵にされたといふことがこの組合の不正摘発を恐れ、組合の不正摘発を反対、もう少し悪くすると、何か揉み消しをされようとしたのだと思はれるやうなふうに、我々はこれ

らの事実から考えざるを得ないので、その点は總裁如何ですか。

○説明員(藤澤次郎君) 詳細に亘りましては、総務部長にお願ひいたしたいと思ひますけれども、今知つておる範囲のことをすべて申し上げたいと思ひます。總裁が、彼らを敵にしなければ自分分が敵になるというところは、これは法を守つておるものでありますから、公務員法の施行については總裁は大責任を持つておるのであります。何も總裁が非合法を取つた者で切つたのではないで、法が敵つたのであります。私共は公務員をお預りしておる總裁といたしまして、總裁の関する範囲におきましては總裁が責任をとり、法を守らなければ總裁の責任である、そういう意味であります。總裁の一言において人を敵る、かようなことは決してこの時代にすることじやない。公務員法の定めるところに従つて処分されたのであります。

○兼岩傳一君 それじや次に進んで、さういふあなたの言われる通りだと仮定して次にお尋ねしたいのは、このやうな腐敗事件の起らないために幹事室といふものがある。公団内部には幹事室といふものがあつて、副總裁は幹事室を十分活用して来たといふやうなことを世間に対して発表しておられるが、併し我々の聞いておる、知つておる事実によると、凡そそれは正反對である。何故かと申しますと、荒川、佐竹、川村の三名逮捕された湯島の天神前の料亭の新松といふのは、元幹事室の室員でありました者の経営であるし、それから現にそこでこの連中が逮捕されておる。それで井上幹事がこの幹事室といふものを預つてやつてお

られたけれども、こゝういふやうな腐敗分子が幹事室に元勤務しておるやうな連中と深い繋りを持ち、而もこゝういふ場所を逮捕された。而も料亭の新松を経営しておる元幹事室員といふ人物は、井上幹事の縁故者であるといふやうな点から考えますと、井上幹事は果して本当に腐敗の防止に努力されて来たのか、腐敗に何らかの關係があつたのじやないかといふ疑惑を我々は持たざるを得ない、これに対して總裁はどういふふうに考えておられるか。

○説明員(藤澤次郎君) 簡単に答へ申し上げます。

○兼岩傳一君 簡単にいいです。

○説明員(藤澤次郎君) 私はおでん屋の名前は何かといふ知りませんが、御覧の通り、公団には飲み食いするところの大きな予算は少しも持つておりません。ただ私共が調査いたしましたときには、向うが最後には犯人になるのではなからうかといふやうな人と飲食することについて、彼らに勘定を持たせることは相成らんと私は申しました。併し経費がないと申しますので、たまたま自分の部下の使つておるおでん屋を……道の不便なところに行つて安い勘定でおでんを食うくらいな程度でやりまして、大抵は公団に金がありません。料理を食ひながらやつておられますけれども、公団に金がありませんので……さういふところを……下検をして下されば分ると思ひますが、私共のごときはまだ行つておりませんが、勘定をお調べになれば、この事件について今までの調査にどのくらいの程度しか公団が金を拂つていなかったかといふことも判明すると思ひますので、この点は

通産省の方にも御報告申し上げました。私が如何にまじめにこのことを扱つたかといふことは、却つて立証されるだらうと思ひます。

○兼岩傳一君 次に進んでお尋ねしますが、そのように總裁が非常に慎重に金を使わないように、大きな穴をあけておるのだが、その小さな金を使わないうようにといふやうにいろいろ考へておられるとするならば、そのことは一月の中旬からすでに発覚しており、国民に対して非常な責任を感じなければならぬ。幹事の諸君、藤澤總裁、三木副總裁、仙波総務部長、樋口経理部長らが三月十五日に、年度末の金が余つたといふか、その金で大阪方面に旅行をしておるが、實際大した用件があつたやうな資料は僕のところ集まつて来ないのでありますが、反對にこれはいゝゆる大名旅行じやないかと言われておるやうなやういふ行動をしておられるのは、これはどういふわけですか。

○説明員(藤澤次郎君) さういふことについては返答はできません。

○兼岩傳一君 答へがでないといふ意味はどういふ意味ですか。さういふ事実はなかつたといふ意味ですか。事実はなかつたといふ意味ですか。

○説明員(藤澤次郎君) 申し上げます。当公団におきましては、さういふことはいたしません。たまた出張といふやうな場合には、必ずそれ相当の理由を持つた出張で、總裁が判を押さなければ出張いたしません。大阪に通商産業省の事務引継のため三木副總裁を三月頃に出張させたことはあります。が、さういふことはありません。

○兼岩傳一君 總裁みずから出張され

たということはないのです。三月の十五日から二十五日にかけてはないということですか。いや、なければそれでいいのです。

○説明員(藤澤次郎君) ちよつとお待ち下さい。私の記憶にありませんが、お調べ願いましたら、通産省の方に御報告いたします。

○委員(高橋哲君) それから今度は人事問題ですが、

○委員(高橋哲君) ちよつと、今藤澤君が通産省に御返答申上げるといふことを言いましたが、今委員のためにあなたに答弁を求めているのだから、

○説明員(藤澤次郎君) はあ、

○委員(高橋哲君) こちらに答弁、通産省に答弁する資料があつたらこの委員会に答弁して貰いたいと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) 記憶にありませんが、借りまして若し、たしか二月とか三月とかに出張しまして、出張理由はややとありますので、それを御報告いたします。

○委員(高橋哲君) 僕はそういう漠然たることを聞いていたのではなくて、三月十五日から二十五日、いわゆる年度末出張という形で、予算が余つたという形で藤澤君、三木副総裁、仙波総務部長、國川経理部長が大坂方面に旅行をしておられるようですが、このような犯罪がもうすでに明らかになつてゐる状態において、このようなことをされたという事は甚だ面白くないじやないかと。どういふ質問なんです。これに対してあと一つ委員会に御答弁願ひたい。

○説明員(藤澤次郎君) 今名前が出ましたのは、三月末に小職は出張してないといふ記憶はしております。仙波総務部長及び三木副総裁の出張は、記憶を辿りますと、先程申上げましたように通産省の引継の問題、人員整理の問題、何と申しましても大阪、神戸は大きい支部でございますので、私が参りません場合は三木副総裁に出張をさせております。特に総務部長は人事関係一切を持つておるので、その件について出張されたことと記憶しておりますが、はつきりした日附は記憶いたしておりません。

○委員(高橋哲君) それじやそれはあとで御報告願ひとして、次に人事の問題について非常に納得できぬ点がある。川村哲というのは暴力団の顔役というよきな話を私は聞いてゐる。こういう人物に重大な経理の事務を預けられたというこの責任、それから経理課員の村上というのは住所不定の甚だ信頼しにくい人物だといふ、そういう人物をどうして採用されたかという問題、それからもう一つ現在の人事課長の宮本君といふのは、もと京橋の警察の次席で特高事務を扱つておられたもので、ただこれが非常に短かつたために、パージはまあ免れたといふ、こういう人の採用の不当、不当といふ問題もありますが、そういうことは仮に一步譲りまして、警察上りの人事課長がおられる。まあ或いはそういう関係でむしろそういうことになつたのか、どうしてその川村とか村上とか、そういうような者を国民の貴重な金を預る重要な仕事に、そういうような住所不定或いは暴力団だと言われているようなものを御採用になつたか、この点をお尋ねしたい。

○説明員(藤澤次郎君) 少し専門的に返りますので、あなたが知つてゐる、

○委員(高橋哲君) 仙波総務部長。○説明員(仙波健君) 私公団の人事についてお答えいたします。

公団組織のできます以前には、貿易の輸出入取扱機関というものが七十二あつたわけでございます。そのうちの四十二で鉱工業貿易公団を作つたわけでございます。そしてその四十二の職員は全部新規採用という形でなしに、代行機関からそのまま公団に引継がれたのでございます。従つて私は公団発足当時から人事はお預かりいたしておりましたけれども、直接個々の人物についていろいろ審査を加へることなしに、一応代行機関の人事は、人はそのまま引継ぐという形で引継ぎました。それから途中で採用いたしました者につきましては、私はその定員の枠からそれを各部へ、或る部には何人、次の部には何人というふうな大体の枠だけを抑えまして、そしてその枠の中ですれど、部長の責任において人を採用される、私共の方はそれを手続をする、こういう形になつておつたのでございます。又現在でもそういうふうな人事をいたしております。

それから今人事課長をいたしております宮本君については、成程程ういふお話もございまして、宮本君は以前食糧貿易公団の人事課長をいたしておりました。昨年の四月に食糧貿易公団を当公団に合併吸収いたしました際に、食糧貿易公団は農水産部という形で参りましたので、そこには人事課長を設けず、庶務課長という形でやはり依然

として農水産部関係の庶務、人事を預がつて参りました。この際更にもう一つ機構を縮小いたしまして、農水産部という独立した部がなくなつたものでございまして、彼が食糧貿易公団時代をいたしておりました人事課長のポストを更に私の方でも與えた、こういうわけでございまして。

○委員(高橋哲君) それではもう少し聞きたいのですが、その今の農水産部、元の農水産部の経理をしてゐた或る者が、一昨年の秋から昨年の冬にかけて一千万円からのものを横領して目下逃亡中であるというふうなことを聞いておるが、そういう事実があつたのか、なかつたのか。

それから尙それについて昨年の末に幹部が五百万円を埋められたというふうにも聞いておるが、さういふ事実があるのかないのか、総裁にお尋ねします。

○説明員(藤澤次郎君) さういふことは少しも私共は存じておりません。さういふことはないと申し上げます。

○委員(高橋哲君) 最後にもう一つだけ聞きます。二月の十八日附で早船とか佐竹、荒川というふうな者は免職処分になつておる。そして退職金まで貰つておる。ところがまじめに公団の腐敗を摘発したその中の十二名は懲戒処分というふうな扱いを受けておる。こういうふうな差別的な者が正規の待遇、正規の退職金をして、まじめに労働組合のために闘つた者が懲戒処分になつておるといふふうな事実を総裁はどういうふうな考へておられますか。

○説明員(仙波健君) 今回の不祥事件に対する犯人と申しますか、その容疑者に対する公団側の処置につきまして、これは今のお話のように或いは十分でなかつた点があるかも知れないと私は未だに憂慮いたしております。と申しますのは、公務員たる身分を取得しております者の進退については、公務員法の規定によりまして、どういふケースの場合にはどういふ処置をしていいか非常にむずかしいのでございまして、私共の方では人事院に一々伺いを立てましてその処置をしてゐるわけでございます。その中でも、本件の川村のごときは昨年の六月頃に退職をいたしましたと思つております。その当時においては私共は全然さういふ事件を予想しなかつたわけでございますから、一応彼らは依願免職の形で退職いたしました。それから早船その他のものにつきましては、やはり二月になつてこれは公務員法七十八條によつて、公務員として不適当だといふ形でこれは免職処分いたしておりますのでございまして、これについても更に進んでこれを懲戒処分できるのではないかと、これを懲戒処分できるのではないかと、ここで只今人事院に対してさういふ措置が、我々のやつた措置は安当であるかどうかといふ伺ひを立てておる。又遡及してさういふものに事件発生後に、発生以前の処分について更にこれを改めることができるかどうかといふことも目下人事院に伺ひを立てておるわけで、人事院から何分の御沙汰がございましてその通りに変えようと思つております。それから先程おつしやいましたまじめな中関十二名はどうして懲戒処分になつたかと申しますと、これは組合運動をやつたために彼らは懲戒処分になつたものではございせん。御承知のように、私共公団の職

員は労働組合法の規定の適用を受けるのではなく、これは公務員法の規定の適用を受けることはもう皆さん方も御承知の通りでございます。公務員法第九十八條第五項によつて、彼らの自らの奉仕者たる国民に対する意欲的行爲、即ち昨年の十二月二十三日に行ひました二十四時間ストという、この公務員法違反の事実によつて、而も公務員法第九十八條第六項には、そういうふうな同盟罷業をしたものは必ずしも雇用権を放棄したんだ、こういう規定もあるわけでございまして、それに基いて私共は十二名のものを懲戒処分にいたしました。従つて只今おつしやいましたように、彼らが不正摘発をしたから懲戒処分をした、こういうことはあり得ないこととございまして、又事実さういふ不正摘発をしたから懲戒処分を付せられたというようなことはこれは絶対にあり得ないこととございまして、その点はどうぞお間違ひのないようになつて御了承願ひたいと思ひます。

○島清君 経済調査庁は勿論監査を行なつたと私達は信じておりますが、公団の方は経済調査庁の監査を何回受けられて、いつ頃最初受けられたか、そして経済調査庁の方がその運営について忠告なり或いは警告等がなかつたかどうか、この辺の経緯をちよつと伺ひたい。

○説明員(仙波健君) 経済調査庁の監査ははつきり記憶ございせん。いづれ確かな取調をいたしまして、御書面で申上げたいと思ひますけれども、私の記憶いたしておりますところが正確としますれば、一番最初に経済調査庁の監査を受けたのは昨年の七月頃から始まりまして、これは監査

部の監査でございまして、確か七月頃からは監査部だと思つてございまして、それが始まりまして、監査部の監査は非常に量的に多かつた場合、少なかつた場合いろいろございまして、けれども、今日まで引續いて行われております。別に物資調査部からの監査が本年一月以降始まりましてありますが、目下継続中でございまして。

○島清君 只今の総務部長のお答えは、調査庁の方から忠告なり警告を受けたことではない、こういうこととございしますか。

○説明員(藤澤次郎君) これも日をばつきり記憶いたしておりますが、経済調査庁が、先程仙波さんが申しましたように七月頃から始まりまして約半年ばかりやりまして、講評があるといふので参りましたが、一月頃、それも木村部長が今日御出席になつておられますので、日附は覚えておりませんが、私共幹部及び課長以上を集めまして講評がございまして、私は確かに受けましたのでございしますが、講評の内容容全部は覚えておりませんが、一二の点は私も記憶いたしております。

○島清君 何か総裁及び首脳部の方々と従業員諸君が対立的な関係にあつたことが只今の兼務委員の質問によりましておぼろげながら何か推察できるのてございしますが、そこでそういう対立的なことはどうであらうとしても、とにかく昨年六月、公団従業員組合の中央委員がその合理化と民主化について總裁の方に進言をしておりますが、この進言は耳を傾ける価値のない進言であつたのかどうか。若しあつたとしたならば、如何様にその後運営の面において、君の進言に基いて改善をされた

のかどうか。この点を……。

○説明員(藤澤次郎君) これは従業員

の誰でありましようかと、小使から言われたことでも總裁側幹部側はよいことはすべて取上げております。何も文書にしましたものを持つて来たから我々がそれをかれこれ言ひません。我々もみずから公団の運営をよくやつて行こうといふことについては常に関心を持つてゐることとありますから、かれこれ従業員が申し込んだことを私共は等閑に附するといふようなことは又考えられぬこととございします。私共みずから公団の運営をよくして行こうといふ努力をしてゐる一方なのであります。何かそこは話が食違つてゐるのではないかと

○島清君 保険のことについてちよつとお聞きしたいのですが、公団扱いの物資の倉庫の保険料について保険取扱代理店等から手数料といたしまして八百万円公団に支拂われた形になつておりますが、この保険料の使途が明確でない、こういうふうに伝えられておりますが、この真偽について御説明を願ひたい。

○説明員(仙波健君) 御承知のように公団は政府機関でございまして、保険代理店からの割戻金というものは受取れない仕組になつております。従つて今お話しになりましたような八百万円の割戻金というものは、公団には入つて来ないのであります。勿論公団がそういうものを受取る仕組になつておられますれば、それは恐らく雑収入に上つて来るのだと思ひますけれども、遺憾ながら公団は保険代理店の割戻料を取れない仕組になつておりますから、そういうものは一切受付けておりませ

ん。

○島清君 公団の監査資料の方で見ますと、預金の残額の例を見まして昨年の十月に、公団側の帳尻では当座と普通合せで八億数千円も公団側

に不足してゐる。これを公団側では支拂人が銀行宛に支拂うことを銀行が通知して来ない、未達勘定だといふやうな見解をとつてゐるのでありますけれども、これは公団側に支拂われてから四ヶ月、長いものは一年半以上も経過してゐるのに、銀行或いは支拂人から通知が来ないといふのは、即ち一定期間同受取金を浮貸その他に流用しておつたといふことは、その当時幾分そんなやうな点はお分りになつてゐるかどうか。

○説明員(藤澤次郎君) 私も数字は完全には記憶いたしておりませんが、今の御質問は銀行の帳尻と公団側の帳面とが違ふといふことだらうと思ひますが、それは時期的には毎日その点はあつたのであります。例えばこれは殆んど月末近くになつて業者が金を納めて参ります。それは銀行預金になりますけれども、帳面の方にはこれは未達になります。勘定はそこまで参りませんので、銀行預金というものと帳面の上において差が、それが必ず出て来ますので、その点は決してそこに不正があるといふわけじゃないに、ただそれが生じて来るのだと思ひます。

○島清君 君のそれが簡単な、日数の少いものならともかく、多いものは四ヶ月、ひどいのは一年半以上もそのまま未達勘定になつてゐる……。

○説明員(藤澤次郎君) これも私も全部が全部勘定が知つてゐるわけじゃあ

りませんので、私はビジネスをやつておりました関係上……。それは未達勘定になりますのは、こういう場合であつたと記憶いたしますが、間違ひだつたら訂正いたします。輸入品などを渡しますときに、やはり瑕疵担保の責任が公団にあるわけですから、中を開けて見たら数が足らなかつたとか、開けて見たら業者が抜けていて使えなかつたといふやうな場合がありまして、業者は何割売つたといふ場合には公団は業者から必ず金を取らなければなりません。業者は開けて見て、あとでクレームすることが出来るのですが、業者は開けて見て少々のびんの壊れなんか許しておけといふので言つて来ない。ところが公団といふものは甚だ政府機関の何ですが、それを直ぐ業者が言つて来ないから、もう渡してしまつたから未達勘定にして言つて来るのを待つてゐる。といふのは業者から先に金を貰ひて、業者からクレームが来るのを待つてゐるといふやうな形が生じた、そういうふうには私は了解しております。例えばその方の支拂を先に受けて、計算が済んでしまつて待つておるといふ場合があります。つまり業者の方の御急便で金の請求をなさらん。百個の電球を受けたが九十個しかなかつたから、十個分返せと言つて来ない場合に、開けてみたら初めの條件に足らん場合は返してやるということがありますが、そういう点から未達勘定が暫く年月が経つてなかつた解決しないのだと思ひます。私の考えが間違つておりますれば訂正いたします。

○島清君 今度の事件も結局未達勘定を巧みに利用した犯罪、こういうふうには私共は考えてゐるのであります

○説明員(藤澤次郎君) これも私も全

部が全部勘定が知つてゐるわけじゃあ

りませんので、私はビジネスをやつて

おりました関係上……。それは未達勘

定になりますのは、こういう場合であ

つたと記憶いたしますが、間違ひだつたら

訂正いたします。輸入品などを渡しま

けれど、これについて公団からはすでに通産省に宛てて報告書が出ているという話を聞いておりますが、ただその報告書の中に市中銀行が数行入っている、この事件の落着きまではこれを公開しないというような話を聞いているのでありますが、鉱工業貿易公団としてこれの経過報告というものは通産省へ出していただくか。

○説明員(藤澤次郎君) 完全な報告はできていないと申されませんが、我々が調べ得ました範囲のことは申し上げておりましたが、御案内の通り、すでに検査当局に移っておりますので、今日私は内容の全貌はもとより掴んでおりませんし、個々のことについて申し上げる自由は持たせないので、その辺は御了承願いたいと思います。

○境野清雄君 未収金の問題ですが、歴大な未回収金がまだある。昨年末では鉱工業公団として百五十億ばかりのものがあつたのが現在でも九十億ある。その九十億あるうちの半分以上の五十二、三億というものが配炭公団にあるという形になつておるのではありませんか、このような未収金が公然と見過されていか悪いかという問題に対して一応總裁から御返事を願いたいこと、この未収金の責任について、金でなくいゆる未収金の責任について總裁はどう考えておられるか。

○説明員(藤澤次郎君) 御返答を申し上げます。お言葉返すようになりますが、公団の性質上その点について通産省と十分協議いたしましたして、通産省側の御意向に従ひまして、未収金のそれは決まると思ひます。

○島清君 只今の境野委員の御質問に

関連をいたしましたして、その回収不能になつておりましたところの相手方の大手筋の会社、それが何軒ぐらいい、どういふ原因で回収不能になつておるか、これをお伺ひいたします。

○説明員(藤澤次郎君) 金額において一億数千万円とか申し上げましたが、甚だ不勉強ながら、名前全部を覚えておりません。非常に何でございませうか。

○島清君 幸い総務部長も見えておるので大手筋の相手だけでも結構ですが、覚えておられませんか。

○説明員(藤澤次郎君) 甚だ不勉強で小さいことはちよつと私は記憶がございせんが……

○島清君 總裁は非常に細かいこととおつしやいましたが、一億以上の金回収不能と言われておりますが、それは非常に少い額じゃないのです。巨大な額なんです、併しそれをお答えできなければ止むを得ません。併し言葉を返すよううで気の毒ですが、それだけの額というものは細かい数字でないといふことだけは……

○説明員(藤澤次郎君) 別に一億が小さいとは申上げるのではないので、一億ぐらいたと記憶いたしております。あとで詳細を申し上げます。

○境野清雄君 今度の鉱工業貿易公団の不正事件は私達の考えでは或る程度未然に防止できたのじやないかという上な考えを持つておるのであります、それは事件発覚に狼狽した政府当局において、先般の委員会が局長から説明がありましたように、三点を指摘してあとの問題が起らないようにするといふような、三点を指摘して呉れたのでありますけれども、こういうような措置はやろうと思へば別に三月末で

なくとも、いわゆる百五十億に近い鉱工業貿易公団の未回収金のあつたときに、もう関係者にとつて異常の関心を持たれておつたので、真にやろうと思へばできたのじやないか。こういう事件が発生してからやつたのであつて、この三点の問題は先般説明されたので重複を避けますが、こういうような問題によつてこの公団自体の運行が完全に行くものなら、なぜこれを早くやらなかつたのかという点についてこれは局長から一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部邦生君) 御説明いたします。一番難点でございましたのは、業務部その他の統合がでなかつたので、事務所が非常に分散しておりましたので、こういうことになりました。漸く三月末になりました事務所が一本になりましたのでこれが行い易くなりました。前々からこういうことをやりたと思つておりましたけれども実際上できなかったものであります。

○兼岩傳一君 僕は局長にそれと関連してちよつとお尋ねしたいのは、監督官庁としてこの問題に対して通産省がどういふふうにか考へて来たかといふこと。どういふふうにか監督したか、どういふふうにか慎重な態度で取扱つたかといふようなことですが、先程からの總裁のお話を伺つておると、余り總裁の方に手落ちがなかつたようですが、これも我々は非常な、これには表面に出てゐる以上の腐敗があるといふふうに考へざるを得ないので、その一つ、例えば川村の自供によつて見ても、三年前の二十二年の秋頃からこの不正なことが鉱工業の経理関係で行われており、それだけでも私の手許の資

料によりますと、小切手の紛失事件がもうその頃から発生してゐる。そのことが局長のところへ一休報告を受けてゐるのか、受けていないのか。つまり局長はそれのような二十二年の秋頃から鉱工業の経理だけで数回に亘つて小切手が紛失してゐるというような事件を知つてゐるか、記憶にさえないのかあるのかというのをちよつと聞いていただきます。

○政府委員(岡部邦生君) 何分私任職中じやございせんのでよく分りませんが、今聞いて見ましたところ、そういう報告はなかつたやうです。

○兼岩傳一君 報告はない……それからも一つ、この今度の問題になつておる浮貸しその他の事件ですね。これを労働組合は三月二十八日に発表しておる。それでそれに対して通産省の局長へ總裁から正式にこの事件の詳細を報告を受けられたのはいつでしよう。

○政府委員(岡部邦生君) 三月の二十九日でございます。口頭報告でございます。

○兼岩傳一君 口頭報告が三月二十九日……

○政府委員(岡部邦生君) はあ。

○兼岩傳一君 労働組合が発表したのは二十八日で、口頭報告が二十九日、ここであつたが全貌を知られたといふわけですね。監督官庁としての衝に當つておられるあなたがあつた。

○政府委員(岡部邦生君) 組合の報告を私は見ておりません。總裁からの報告で初めて知つたのであります。

○平岡三三君 本日の日程ではこのあとで以て法案の審議をやることになつておりますから、若しもこの点につい

て御質問があるならば簡単にして頂いて、大体切上げたかどうかという緊急動議を提出いたします。

○委員長(高橋啓君) 只今平岡委員から緊急動議がありました、あとの法案もありますから、今後の御質問は極めて簡単な要旨を御発言願うようにお願いしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島清君 それでは平岡委員からの御動議もあることとありますからして、私は結論的なものをお聞きしたいと思ひが、不正によりますところの赤字、これはあの通中から回収しようと思つたつて、これは恐らく不可能なことだと思ひます。この一億近くの金はこれは赤字になつて、結局は一般会計からこれは穴埋めをするといふことになると思ひます。更

に私達はその不正事件によるところの赤字ばかりだかと思つておりました、更に回収不能の額が相当巨額に上つておるといふことを只今承りました、びつくりしてゐるやうな次第ですが、ところがどういつたやうな開けは開く程、洗えば洗う程その腐敗振りがその極に達してゐるといふやうな状態でございます。更に總裁の言は、或いは新聞に或いは又漫画記事に非常に国民大衆に向ひまして誤解を受けておる点があるのでございませうし、更に私達は今又總裁からお聞きいたしました、いろいろ重要な点になりますと、書類がないとか言つてございまして、正直なところを申し上げますと、私達が今日お越しを願つておりますこの公団の中の不正事件についてお聞きしたいといふやうなことはお察しが願へたと思ひますし、又そういう

意味でお越しを願つたのでございませうから、十二分の準備があつて然るべきだつたとは私は考へておるのです。そこで總裁はこの際一つどういふ心境で国民乃至監督官庁に對しまして良心的な責任を感じておられるかどうか、こゝういつたようなことを、ちよつと行過ぎのような氣はしますけれども、心境の一端を二つの際お述べになつた方がよろしいかと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) 答へ申上げます。本日御質問を受けました当初に私が申上げましたことが私の心境でございまして、誠に相済みないと、我々公団の幹部としてはこの際回収すべきものについて専断してこれを回収し、国家に對する損害をできるだけ少なくしよう、こゝういふ氣持を以てやつております。不肖私が事件の対策本部長になりまして、弁護士以下すべてをここに集めまして、我々はできる限りのことをいたしております。これがやはりこの事件に對する自分の信念とする態度であり、国民にお詫びするところでもある、こゝういふふうに考へております。

○委員(高橋啓君) 外に……。○結城安次君 私は今までの各委員からの御質問で、あらゆることを盡したように思ひますから、改めて御質問いたしませんか、この善後策を政府にお伺ひしたい。この善後策をどうするか、いわば昭和二十四年の末の商品残高から処分し得ないもの、つまり背負込み品というものが昭和二十二年からのがずらつと並んでいる。こゝういふことは一体どうしてできたか。これは監督官庁も相当に悪いかも知れませんが、衡に當つてゐる人がつまり熱心で

なかつた。或いは商売は上手であらうが熱心でなかつた、即ち保険の戻しのお話でもそれは役所で受取れないのだ、誠に御同感であります。役所では受取れません。役所では保険を付けないから、大体公のものには付けないから役所は割戻しを取ることは知らん。そうされたかも知れないが、付けるならばそれを民間その他では割戻しのないところは殆んどない。それを御承知ないというならば余りに無関心です。又知つておつて、これは何かこゝにおかしなことが出やしないかといふことにお氣が付かなかつたとすれば誠にこれは遺憾だ。こゝういふ方々にお任せしたのが悪かつたのではないが、私は前からよく申上げますが、公団或いは公團といふようなものは民間の悪いところ、役所の悪いところ、両悪兼備だといふところまで申上げたが、今度は振興局長中心でやるのですが、どういふふうにしてこれを整理して行くか、その案がまだできてないといふれば、でき次第は一応お聞かせ願ひたい。これは質問ではありません、希望であります。整理の方法を一つ……。

○政府委員(岡部邦生君) 滞貨の原因につきましては、見込が違つて沢山入つて来たので、或いは入つて来たものがすでに粗悪であつてどうにもならん、そゝういふようなものでございまして、併しながらこれにつきましては我々我々できるだけ処分もいたしまして、早くこの方の損害を少なくするように処分したいといふので、その点鋭意努力いたしているわけです。段々と処分できるものは処分し、滞貨金融もその意味においてやりました。具体的に最終的にどういふことになるかとい

うことはまだ見當つきませんが、我々としてできるだけこれを処分したいつもりではやつております。○結城安次君 私の伺つたのは、努力なさることは當然だが、今までのような方法ではいけないのじやないかと私は申上げた。いわばこれはお調べ願ひたいのですけれども、只今鉱工公団の持つてゐる商品で、取れなくなつたので又買上げた品を拂下げる。そのとき買上げた代金の二割何分かで売つた人、つまり泥上げた人ですが、そこへ戻して、而もその金が未収になつていふといふようなことは、これは噂です、あるかないかをこれはお調べ願ひたい。つまり甲から買つて、それはたまたま品が悪い、或いは外国に輸出に適當しないか存じませんが、これを仕方がないから処分する。これは二割一分だと思ひますが、二割一分で拂下げ、而もその金は入つておらんといふようなことであつた。これは噂かも知れませんが、併しそゝういふことを耳にしておつて、たま／＼今度のことでは成程と思はれることなんですが、ちよつとお調べ願ひたいと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) 只今のお話、まあ段々話しますと、公団にできた滞貨とか、保有物資が多いといふことは、今五分や十分お話ししましたも分らんとお思ひます。只今の最後の一点だけは、私は何が何であつたか、それが何の商品であつたか、何の何兵衛であつたか存じませんが、輸出するため持つておつたところの保有物資なんです。これを保有物資と申します。例えば自転車を出るために自転車を買上げて売れなくなる。後からできた自転車は非常によいものができる、前

に作つたものが悪いともう売れなくなる。そゝういふことが生じておるのである。これは日本の戦後、今日までにおける産業技術の進歩といふことを半面物語つておると思ひます。例えばコップの一つにしても、戦後にできたものは余りに曇りだらけです。今まではとても滑らかに磨かれました。當時石炭も悪ければ、恐らくソーダも悪かつたと思ひますが、そゝういふときでも資材を興えて物を作らしておる。貿易しなければならんから……。ところが日本の産業は石炭が足らん、電気が足らんとやつてゐるうちに非常な進歩で、最近できるコップなんかは前日の比ではないのです。前のものが売れないのは当り前です、こゝういふことなんです。ですから前にできたといふものを公団が買上げて、政府の勘定で買上げてやつておるといふことは、何

もその人のためにやつてゐるのではない、日本の國家貿易の促進のためにメーカーが作つたものである、それが売れなくなる、メーカーだけの責任ではない、いいものが段々できて来る、いいものが段々できて来ると思ひます。これは公団では大体通産省の命によつて必ず入札でやるのです。入札を何回やつても売れん場合にはこれを買上げてやる場合が生じて参ります。これは十分検討した上でやるので、一割だろ、二割だろ、と思ひ切つてやらんらん場合には通産省へ申上げて、早く御処分なさつては如何ですかといふことを申上げる。これが初めの売手に陥るや、誰に陥るやら分らん。その間に取て不正がないといふことを断じて申上げます。その点を申上げて置きます。

○結城安次君 只今總裁の言われたように今まで行われておつたとすれば、こゝういふ不正事件は起きなかつたと思ふ。併しすでに起きてしまつたので、今後又そのような方法で、總裁がこのやうな方法でやれば不正は起きないのだと言つても、事實起きた場合はこの損害は我々國民が負担しなければならぬといふならば、ただあなたが大丈夫だといふ言葉を信用して、そのまま政府にお任せするわけにはいかん。それで政府に向つてこの通りですが、或いは又案を立てたときにお聞かせ願ひたいといふ要求を、我々としてはこゝういふ注文があるといふことをお願いしたんです。

○島清君 幸い政務次官が見えておられるので、ちよつと私公団当局の責任の所在についてお聞きしたいのです。が、岡部振興局長は「大要……、渡米される予定だつたのですが、この責任を痛感されて渡米は何か見合されたように聞いておりますが、併し私はこれはこの責任は貿易庁あたりに非常にあるのではない、而もこの商工省におきましては、貿易庁を作り出した当の責任者である白洲君は何か總理大臣の特使として渡米されたようでございますが、そこで官廳政務次官にお聞きしたいのは、一体この責任の所在を不明確にするといひますか、何といひますか、当然に白洲あたりに責任が来るだらうといふので、これをすり替へて或いはアメリカの方にお遣りになつたか、私がお聞きしたときにはそゝういふまいが、若しこれがこれから先調査して参りまして、責任の所在が貿易庁の方にあるのだといふふうに当然断定さ

る。そゝういふことが生じておるのである。これは日本の戦後、今日までにおける産業技術の進歩といふことを半面物語つておると思ひます。例えばコップの一つにしても、戦後にできたものは余りに曇りだらけです。今まではとても滑らかに磨かれました。當時石炭も悪ければ、恐らくソーダも悪かつたと思ひますが、そゝういふときでも資材を興えて物を作らしておる。貿易しなければならんから……。ところが日本の産業は石炭が足らん、電気が足らんとやつてゐるうちに非常な進歩で、最近できるコップなんかは前日の比ではないのです。前のものが売れないのは当り前です、こゝういふことなんです。ですから前にできたといふものを公団が買上げて、政府の勘定で買上げてやつておるといふことは、何

れると思ひますが、そういう場合に
一体この責任を持つておる諸君に對し
まして、明確にこの責任の所在を調査
いたしまして、これを國民大衆の前に
明白にする決意があるかどうか、それ
だけの考えを持つておられるかどう
か、その点を明確にして貰いたいと思
います。

○政府委員(宮崎嘉七) 次官として
は、島委員のお尋ねを待つまでもな
く、皆さんの御質問が終りました後、
政府側としての見解を一応申上げまし
て、御了承を頂きたいと思ひまして、
委員長まで申出て置いたような次第で
あります。幸ひと申しますか、島委員
のお尋ねを頂きましたので、この機会
に只今公団の組織以下との間に質疑応
答がございまして、その間に現われま
したことで、通産省として責任ある立
場におきまして申上げねばならないこ
とを取りまとめて極く簡単に申上げさ
して頂きます。

先程進退伺ひの件でのお話がありま
して、この問題については組織は辞め
ないのだという事を表明されてお
りました。これは尤もだと思ひます。元
来進退伺ひが出て来たという事は、
私が口頭で報告を受けたときに、
これは通産省の事務のやり方として
どういふことをするのか、或いはこれ
は辞職するのか、休職するのか、どう
いふことをするのが適當であるか。若
しこれによつて辞めることによつて責
任が果てるといふような考え方の進退
伺ひであつたら返す方がよからう。辞
めて済むべき問題でない。これは徹底
的にこの原因と結果を究明しなけりや
ならない、かようなものはむしろ世間
を驚かすような事柄としか見えないか

ら、こんなものは公文書として取扱う
値打についても疑問がある。かような
ものでございような問題につきまし
ても最後の最後までこの公団というも
のの内容を剔抉いたしまして、國民の
前に公表して、嚴重なる御批判を頂き
たい、かような考え方を待つておりま
す。

又島委員のお尋ねのうちにありまし
たが、幹事室の活動の問題について總
裁の答弁は極めて私不満足に感じてお
ります。幹事室の活動は全く休止の状
態であつたと見ることが正しいので、
この点につきましては先程岡部局長か
らは口頭で伺つて、その前にいろいろ
注意をいたしましたかというようなお
尋ねに對しては、極めて漠然と答
えておりますが、実は公団のかような
失態のできる以前におきまして、通産
省として事務次官を筆頭にいた
しまして、我々政務に關連いたしま
す人間までも、あらゆる機会において總
裁、副總裁、総務部長に御注意申上げ
ております。ここに總裁もおられます
が、かようなことを期するため
に、あらゆる方法によつて、甚しきとき
に至りましては憎まれ役まで買いまし
て、事件の現実の問題に踏込んでこれ
を指摘して徹底的取締を要求し、完全
とは申し難いけれども、公団のできま
した当時の、片山内閣のときに作りま
した経理規定があるのであります。こ
の経理規定を遵奉してやること、各部
門が十三部門もあるから、うまく行か
んだらうという遁辭はいけない。いわ
ゆる内部組織というものによつて、責
任をさへ怠らなかつたら確実に内部で
互いに牽制を受けることによつて不正
を防止せられるのが當然である。これ

はその経理規定というものを怠つてい
ない、若しそれに欠陥があるならば、
總裁としてこれに補足を加えて十分や
るべきであるという注意はここで總裁
の眼前ではつきり申上げますが、処置
を怠つてはおりません。然るに今回の
ような不祥な事件を起して頂きました
ことは、極めて國民の前に對して申訳
ないと同時に、個人といたしましては
残念に堪えません。かようなことを一
を以ちまして十を推理されますこと
は、我々たとえ短期間でも、通産省の
行政の一端に携わる者として誠に遺憾
千万であります。従ひまして今回四月
一日から、御承知の通り実は設置法が
遅れましたので、現実には少し遅れて二
十三日に発足しておりますが、四月
一日から公団の業務を本省に集中いた
しまして、整理事務を発足いたして
おります。これによりまして、併せて今
後の不正事件に備えるために、個々の
手段は別といたしまして、監査委員な
るものを組織いたしまして、これによ
つて公団の内部を嚴重に通産省として
も監査いたしまして、諸般の原因結果
を極めて参りたい、かような方向を取
つておりますので、檢察庁のお調べは
お調べ、又總裁自身が最終的にやると
ころの後始末も併行的に進んで参ると
思ひます。要約いたしますれば、通産
省といたしましては、この内容を十分
何らかれをばつたり、弁疏したりす
る意味でなく、徹底的に糾明いたしま
して、改めて皆さんの御批判に備えたい
と思ひます。責任論に關しまして
も、法律的には安本長官に最終的責任
があるということではなく、大体どこに
あるか、法理的に通産省の局長や、
担当の部長が責任がないというような

回避論は言わないつもりであります。
どうぞさような意味で、十分この事件
は御監視の下に、暫く進行をお見守り
願ひたいと思ひますのであります。

先程お尋ねのありました中に、赤字
の場合の補填をどうするのだという御
質問は、私は率直に一般會計からの繰
入れになるのだ、そう申上げて置いま
したが、貿易特別會計には若干特殊の
事情がありますので、これも申上げて
置きます。今年の予算にもありますよ
うに、大体貿易特別會計の全般は六
百億程度の黒字が出ることにになりま
す。これは前のガリオア、イロアの資
金は特別會計を設けずに処理いたしま
した關係上、もつと本当ならば残るべ
きであります。黒字は見返資金特別
會計ができますまでの間にありました
ところのもので、これはただで賣いま
したものであります。これの残つたの
が六百億、うち五百億は為替資金に繰
入れたというところが政府全体の考え
であります。現在推測して参りますの
に、六百億は残りそうもない、五百億
強、五百五十億か六十億、さような状
況に納まるのではなからうか、従つて
特別會計に赤字ができたときは一般會
計から繰入れるのであります。終末
におきましては、これで直接國民の税
負担になるという結果にならんことを
御了承頂きたいと思ひます。併しなが
らいずれにいたしましても、もつと残
るべきところが残らないと赤字処理と
いうことになりませんが、言いわけは
ありませんが、特別會計の最終の見越
しといたしましては、現状はさような
状況になつておるのであります。

それから白洲さんの渡米のことであ
ります。これは私からお答をする

ことは甚だ不適當でありまして、外務
省の研修所の顧問であります白洲さん
を、外務省の手続において、外務省の
費用において出張させておるようであ
りまして、その任務等においては總理
大臣から直接任命されておる。このこ
とについては參議院の外務委員会にお
いて御質問が集中いたしておるよう
であります。内閣官房長官が代つてお答
えしておる筈であります。後で速記録
や口頭でお聞取りを願ひたい、さよう
御了承願ひたいと思ひます。

結論といたしましては、何人に責任
があるかは別といたしまして、本件は
どこまでも追及いたしまして、皆さん
の疑惑、國民の疑惑を拂拭いたした
い、努力いたしたいというのが通産省
の考えであります。

○境野清雄君 今日總裁以下公団の
幹部、並びに只今通産政務次官からの
答弁を伺ひまして、甚だ不満足なので
ありますけれども、平岡委員からの動
議も出ておりますので、時間も刻々に
迫るからこの辺で打ち切りたい。ただこ
れが結局只今のお話の法的責任は云
云というようなお話がありました。が、
結局安本長官並びに今日お見えにな
つた公団の経理部長もお呼び願つ
て次に質疑をやりたい、こういうこと
をお諮りを願つて質疑を打ち切りたい
と思ひます。

○委員(高橋啓君) この程度にいた
しまして、この際委員長から政府当局
並びに公団当局に御注意申上げて置か
ないことは、最近公団等の解散気構え
の際、いわゆるどさくさまぎれにいろ
いろなことが現われて來ておるのであ
りまして、全く職員その他の規律が弛
緩する傾向がありますから、このよう

な事態になつて国民が非常な疑惑を持つておる際でありますから、明瞭な経理をとつて、できるだけ国民に迷惑をかけないような整理をして頂きたい。そしてそれらの経過については、ときどき委員会の方に御報告を願いたい、こういうことにしたいと思ひます。それでは本件については、質疑終了したものとして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) それでは終了いたしましたものとして、この問題はこれで終ることになります。

○委員長(高橋啓君) 次には、小型自動車競走法案について御質疑に入ります。本案に対してどなたか御質疑ありませんか。車輛部長、それから提案者代表が出ておりますから……。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(高橋啓君) 速記を始めて下さい。今日はこの程度にて散会いたします。

午後四時四十分散会

出席者は左の通り。

委員長 高橋 啓君
理事 島 清君
廣瀬與兵衛君
玉置吉之丞君

委員

下條 恭兵君
平岡 市三君
境野 清雄君
深川榮左エ門君
結城 安太君
兼岩 傳一君

政府委員

駒井 藤平君

通商産業
政務次官 宮 崎 君

通商産業事務官
(通商振興局長) 岡 部 邦生君

説明員

鉱工品貿易
公団総裁 藤 澤 次郎君

鉱工品貿易公
団総務部長 仙 波 健君